

令和元年分の国外財産調書の提出状況について

令和元年分（令和元年12月31日時点）の国外財産調書は、令和2年4月16日を期限として提出されていますが、その提出状況は以下のとおりです。

国税庁では、引き続き制度の広報・周知に努めていくほか、国外財産調書の提出を要すると見込まれる方や記載内容に不備がある方に対して文書照会等を適切に行うなどの取組を継続し、その適正な提出を確保することを通じて国外財産に係る課税の一層の適正化に努めていくこととしています。

1 総提出件数

10,652件

※ 東京局	6,771件	(63.6%)	大阪局	1,582件	(14.9%)
名古屋局	774件	(7.3%)	その他	1,525件	(14.3%)

2 総財産額

4兆2,585億円

※ 東京局	3兆983億円	(72.8%)	大阪局	6,014億円	(14.1%)
名古屋局	2,193億円	(5.2%)	その他	3,395億円	(8.0%)

3 財産の種類別総額

財産の種類	総額	構成比
有価証券	2兆4,244億円	56.9%
預貯金	5,957億円	14.0%
建物	4,514億円	10.6%
貸付金	1,957億円	4.6%
土地	1,534億円	3.6%
上記以外の財産	4,379億円	10.3%
合計	4兆2,585億円	100.0%

※ 令和2年6月末までに提出されたものを集計しています。

※ 四捨五入の関係により、局別の提出件数の構成比の合計及び局別の財産額の構成比の合計は100%になりません。

(参考) 過少申告加算税及び無申告加算税の特例措置^{※1}

国外財産調書制度においては、適正な提出を確保するための特例措置が設けられており、令和元事務年度における所得税及び相続税の実地調査の結果、特例措置を適用した件数及び対象となった増差所得等金額は次のとおりです。

	件 数	増差所得等金額
軽減措置 ^{※2}	2 1 4 件	5 1 億 2, 5 8 8 万円
加重措置 ^{※3}	4 7 5 件	1 1 2 億 8, 9 2 4 万円

※1 過少申告加算税及び無申告加算税の特例措置については、次頁「国外財産調書制度について」を参照ください。

※2 提出された国外財産調書に記載された国外財産に係る所得税・相続税の申告漏れが生じた場合に適用します。

※3 国外財産調書の提出がない場合又は提出された国外財産調書に記載のない国外財産に係る所得税の申告漏れが生じた場合に適用します。相続税及び亡くなられた方の所得税についての適用はありません。(なお、令和2年度税制改正により、令和2年4月1日以後に相続又は遺贈により取得した国外財産に対する相続税については、加重措置が適用されることとなりました。)

国外財産調書制度について

1 制度の趣旨

近年、国外財産の保有が増加傾向にある中で、国外財産に係る所得税や相続税の課税の適正化が喫緊の課題となっていることから、国外財産を保有する方にその保有する国外財産について申告をしていただく仕組みとして、国外財産調書制度が創設され、平成 26 年 1 月から施行されました（初回の調書は平成 25 年分）。

2 制度の概要

その年の 12 月 31 日において、その価額の合計額が 5,000 万円を超える国外財産を有する居住者の方（非永住者の方を除きます。）は、その年の翌年の 3 月 15 日までに、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を、所轄税務署長に提出しなければならないこととされています（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（以下「国送法」といいます。） 5①本文）。

（注） なお、相続開始の日の属する年の年分の国外財産調書については、その相続又は遺贈により取得した国外財産（以下「相続国外財産」といいます。）を記載しないで提出することができます。この場合において、相続開始年の年分の国外財産調書の提出義務については、国外財産の価額の合計額から相続開始年に取得した相続国外財産の価額の合計額を除外して判定します（国送法 5②）。この取扱いは、令和 2 年分以後の国外財産調書について適用されます。

国外財産調書は、自主的に自己の情報を記載し提出するものであることから、適正な提出を確保し、国外財産に係る情報を的確に把握するために、以下の特例措置等が設けられています（国送法 6、10）。

① 加算税の軽減措置

提出された調書に記載された国外財産に係る所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても加算税を軽減（▲ 5 %）

② 加算税の加重措置

調書の提出がない場合又は提出された調書に記載のない国外財産に係る所得税・相続税の申告漏れが生じたときには、加算税を加重（＋５％）

（注１） 相続税に係る加算税の加重措置については、令和２年４月１日以後に取得した相続国外財産に対する相続税について適用されます。

（注２） 相続国外財産については、相続国外財産を有する方の責めに帰すべき事由がなく提出等がない場合には加重措置の対象となりません。この取扱いは、令和２年分以後の所得税又は令和２年４月１日以後に取得した相続国外財産に対する相続税について適用されます。

③ 国外財産調書に記載すべき国外財産に関する書類の提示等がない場合の加算税の軽減措置又は加重措置の特例

国外財産に係る所得税又は国外財産に対する相続税の調査に関し修正申告等があり、加算税の適用のある方が、その修正申告等の日前に、国外財産調書に記載すべき国外財産の取得、運用又は処分に係る書類（電磁的記録や写しを含みます。）の提示又は提出（以下「提示等」といいます。）を求められた場合に、その日から 60 日を超えない範囲内で、提示等の準備に通常要する日数を勘案して指定された日までに提示等がなかったとき（提示等をする方の責めに帰すべき事由がない場合を除きます。）は、

- ・ 上記①の加算税の軽減措置は、適用しない。
- ・ 上記②の加算税の加重措置については、加算割合を５％から 10％とする。

（注） この取扱いは、令和２年分以後の所得税又は令和２年４月１日以後に取得した相続国外財産に対する相続税について適用されます。

④ 罰則の適用

正当な理由なく期限内に提出がない場合又は虚偽記載の場合に、１年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金